

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 伏見ふれあい福社会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伏見ふれあい福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、定款第8条及び第22条に定めるとおりとする。また、理事会及び評議員会の出席に係る交通費を実費弁償する。

(報酬の額の決定)

第4条 役員ひとりあたりの報酬総額は、年間2万円以内とする。

(費用)

第5条 役員及び評議員に支払う費用は、別表のとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、職員旅費規程に基づき旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

- 2 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

1. この規程は平成 29 年 6 月 29 日（評議員会の議決日）から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
2. この規程は平成 31 年 3 月 20 日（評議員会の議決日）に一部改定する。

別表 報酬額

事 項	報 酬
役員の会議等への出席	1回 2,000円
評議員の会議等への出席	
監事の監査への出席	
出張	職員旅費規程による
その他の職務執行必要経費（研修会参加費、資料代等）	職務執行に必要な額